

西表国立公園

指 定 書

及 び

公園計画書

(案)

平成 年 月 日

環 境 省

西表国立公園

指 定 書

(公園区域の一部変更)

目 次

1	変更理由	3
2	区域の概要	4
	(1) 景観の特性	
	ア 地形・地質	4
	イ 植生	4
	ウ 野生動物	4
	エ 自然現象	5
	オ 人文その他の特殊景観	5
	(2) 利用の現況	5
	(3) 社会経済的背景	
	ア 土地所有別	6
	イ 人口及び産業	6
	ウ 権利制限関係	6
3	変更する区域	10

1 変更理由

西表国立公園は、琉球列島の最南端に位置する八重山諸島のうち、西表島及び石西^{せきせいしやう}礁湖と呼ばれる周辺海域並びにその中にある島々からなる。沖縄の本土復帰が目前に迫った昭和 47 年 4 月 18 日に、琉球政府により西表政府立公園として指定され、同年の 5 月 15 日、沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の適用の特別措置に関する政令（昭和 47 年政令第 103 号）によって国立公園となった。

同公園の公園計画については、同年 12 月 26 日に決定され、その後、海中公園地区の指定、利用施設計画の追加や削除等の一部変更が行われた。さらに、平成 15 年 3 月 31 日には、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ、現在に至っている。

石西礁湖に隣接する石垣島は、八重山諸島の拠点として約 4 万 8 千人が暮らし、様々な土地利用が見られる。また、今後も新石垣空港整備事業の進展等に伴い、石垣島の社会経済情勢は大きく変化していくと考えられる。一方石垣島の中心部にはイタジイ、イスノキなどからなる亜熱帯地域の代表的な森林がまとまって見られ、カンムリワシを始めとする希少野生生物が生息等しているほか、沿岸には多様な造礁サンゴ類と魚類等の海洋生物が見られるサンゴ礁が発達し、河口部ではマングローブ林が形成されるなど、亜熱帯地域の優れた自然環境が残されている。

これらの優れた風致景観の保護と適正な利用の促進を図っていくことが必要であることから、今般、当該区域を西表国立公園の公園区域に編入するため、公園区域の一部変更を行うものである。

2 区域の概要

石垣島は琉球列島の最南端に位置する八重山諸島に属し、沖縄県の最高峰である於茂登岳(526m)から椶海於茂登岳にかけての一带は自然性の高い亜熱帯性常緑広葉樹林に覆われている。島の周辺にはサンゴ礁が発達し、多種の造礁サンゴ類と熱帯性魚類を始めとする豊かな海洋生物が優れた海中景観を展開しており、本区域の特徴の一つとなっている。また、白砂と石灰岩の海蝕崖からなる自然海岸は、背後の山地部と前面に広がるリーフと一体となって独特の景観を構成するとともに、河口部の一部にはマングローブ林が見られるなど、本区域は多様性に富む亜熱帯の景観を特徴とする。

(1) 景観の特性

ア 地形・地質

石垣島は、県下最高峰の於茂登岳(526m)が島のほぼ中央部にそびえ、主要河川である名蔵川、宮良川、轟川の源流域となっている。北部は山地を中心とした地形となっており、於茂登岳から北東部の平久保半島までは、椶海於茂登岳、ほうら岳、野底岳、金武岳、はんな岳、トムル岳、久宇良岳、安良岳、山当山が連なっている。南部はバナナ岳(230m)、前勢岳(197m)周辺を除き、海拔80m以下の低地と台地によって占められている。海岸線では、陸地からおおむね500m～1km程度の幅でサンゴ礁(裾礁)が発達し、広い所では2km程度に及ぶ。また、川平湾や玉取崎を始め、入江と岬が複雑に入り組んだ地形となっている。

地質は、県内で見られる地層で最も古いトムル層が平久保崎からはんな岳一帯にかけて分布している。トムル層は主に緑色片岩からなる地層であり、ホウラ岳周辺、屋良部半島東部にも見られる。また、於茂登岳からぶざま岳一帯は花崗岩の貫入岩、野底岳周辺と屋良部半島西部には主に凝灰岩からなる野底層、南部にはいわゆる琉球石灰岩からなる大浜層が見られるなど、極めて変化に富んだ複雑な地質構造を示している。

イ 植生

石垣島北東部の平久保半島の山地から於茂登山系、バナナ岳周辺ではケナガエサカキ-スタジイ群集が広がり、山頂部や北側の斜面などの風衝地には、リュウキュウチクの優占するナタオレノキ-リュウキュウチク群集が発達している。また、平久保半島の東側の斜面は放牧地として利用され、シバ草原の中にソテツが点在する独特の風景を呈しており、島の南部には、パイナップルやサトウキビなどの耕作地が広がっている。山麓部には、亜熱帯性常緑広葉樹林の中に、リュウキュウマツ、イヌマキ、テリハボク等の造林地が点在する。一部、河口付近の汽水域にはオヒルギ、メヒルギ、ヤエヤマヒルギ等からなるマングローブ林が発達し、海岸沿いの隆起サンゴ礁上には海浜植生が見られる。さらに、石垣島には貴重な植物群落も多く、平久保のヤエヤマシタン、米原のヤエヤマヤシ群落、荒川のカンヒザクラ自生地は国の天然記念物に指定されている。

ウ 野生動物

石垣島では、リュウキュウイノシシやヤエヤマオオコウモリ等8種の哺乳類が生息している。また、特別天然記念物であるカンムリワシ、天然記念物であるヨナクニカラスバト、アカヒゲ、キンバト（いずれも国内希少野生動植物種に指定）等の希少な鳥類や、セマルハコガメ、キシノウエトカゲ等の爬虫類が生息している。さらに、国内希少野生動植物種に指定されている「イシガキニイニイ」、県指定天然記念物である「アサヒナキマダラセセリ」、「コノハチョウ」などの昆虫類が生息している。

石西礁湖、石垣島周辺海域を含む八重山諸島海域では、ミドリイシ類を中心として、日本最多となる360種以上の造礁サンゴ類が確認されており、その種の多様性は世界屈指である。また、スズメダイ科、キンチャクダイ科等の熱帯魚類をはじめ、多様な動物が生息している。

エ 自然現象

本区域は、北緯24°20′～36′、東経124°04′～20′に位置しており、我が国でも数少ない亜熱帯海洋性気候を示している。年平均気温は24.0℃であり、最も寒い1月の平均気温が18.3℃と、年間を通じて暖かく、黒潮の影響もあり気温変化は小さい。年間降水量は2,000mmを越えるが、特に梅雨期と台風時に集中し、その時期に降雨が少ないと干ばつになりやすい。また、台風常襲地帯として知られ、毎年甚大な被害を受けている。東シナ海と太平洋の間に位置し、風を遮るものがないため風速が大きい。しかし、太平洋高気圧に覆われる夏季は南風となり比較的穏やかである。

オ 人文その他の特殊景観

平久保半島北東部では、山地の斜面を利用して牛馬の放牧が行われており、シバ草地にソテツが点在する風景は、背後の山地部と前面に広がるリーフと一体となって独特の景観を構成している。また、川平湾から於茂登岳一帯は国指定名勝に指定されており、中でも紺碧に輝く川平湾の水面は、潮の干満や気象条件等により色彩が多様に変化し、独特の景観を呈している。

(2) 利用の状況

本区域は、我が国の南西端に位置し、東京から約1,950km、鹿児島から約1,020km、沖縄本島から約410km、台湾から約280kmの位置にある。

石垣島は八重山諸島の玄関口となっており、利用者は、主に飛行機で石垣島に来島し、そこから船舶により西表島をはじめとする各島に入島する。

石垣島への観光目的での来島者数は約77万人（平成18年）となっており、近年増加傾向が続いている。平成8年から平成18年までの10年間では約1.7倍、平成18年の来島者数を前年と比較した場合、2.7%増加している。

石垣島の利用形態は、レンタカーを利用し、海岸沿いの景勝地やビーチを巡る自然探勝型利用が多く、中でも川平湾や白保海岸でのグラスボートによる探勝は人気が高い。近年では、カヌー（カヤック）による自然探勝、スノーケリングやダイビングによる海中景観の探勝も盛んである。

(3) 社会経済的背景

ア 土地所有別

本区域は、公園区域 7,022ha（陸域）のうち、国有地 13ha（0.2%）、公有地 6,441ha（91.7%）、私有地 366ha（5.2%）であり、公有地の本区域全体に占める割合が大きい。

イ 人口及び産業

石垣市の人口は平成 18 年 12 月末時点で約 4 万 8 千人であり、近年、増加傾向にあるが、そのほとんどは公園区域外の市街地に居住している。

産業に関しては、第 3 次産業の割合が全体の約 7 割と高く、観光業が盛んである。周辺海域はダイビングポイントとして人気が高く、年間を通じて多くの利用者が訪れている。第 1 次産業では、農業の占める割合が約 8 割と高い。中でも畜産業が盛んであり、平久保半島北東部など、本区域の一部には放牧地や採草地が存在する。また、石垣島周辺の海域では、沿近海漁業が行われている。

石垣市の産業別就業者数（平成 12 年）

単位：人（%）

第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業	総 数 ※
2,408(12.2%)	3,852(19.4%)	13,232(66.8%)	19,805

※総数は分類不能の数字を含む

ウ 権利制限関係

(ア) 保安林

(公有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
水源かん養	沖縄県石垣市地内	1,721	昭49.12.5
			昭57.2.8
			昭58.10.14
			昭59.1.27
			平元.9.11
			平5.11.18
			平10.8.27

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
土砂流出防備	沖縄県石垣市地内	1 8 2	昭58. 10. 14 昭62. 5. 7 平 5. 11. 18 平10. 1. 22
潮害防備	沖縄県石垣市地内	7 5	昭50. 5. 15 平 5. 9. 7
風致	沖縄県石垣市地内	3 1 8	昭57. 7. 29

(民有林)

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
潮害防備	沖縄県石垣市地内	1 8	昭50. 5. 15

(イ) 鳥獣保護区 (国指定)

名 称	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
名蔵アンパル鳥獣保護区	沖縄県石垣市地内	1 6 9 (うち特保 1 5 6)	平15. 11. 1

(ウ) 史跡名勝天然記念物

区 分	名 称	位 置	指定年月日
国指定名勝	川 平 湾 及 び 於 茂 登 岳	石垣市字川平前嵩ほか	平 9. 9. 11
国指定特別天然記念物	コ ウ ノ ト リ	地域を定めず指定	昭40. 5. 10
国指定特別天然記念物	カ ン ム リ ワ シ	地域を定めず指定	昭52. 3. 15
国指定天然記念物	ア カ ヒ ゲ	地域を定めず指定	昭45. 1. 23
国指定天然記念物	オ カ ヤ ド カ リ	地域を定めず指定	昭45. 11. 12
国指定天然記念物	カ ラ ス バ ト	地域を定めず指定	昭46. 5. 19
国指定天然記念物	セ マ ル ハ コ ガ メ	地域を定めず指定	昭46. 5. 20
国指定天然記念物	キ ン バ ト	地域を定めず指定	昭46. 5. 20
国指定天然記念物	キ シ ノ ウ エ ト カ ゲ	地域を定めず指定	昭50. 6. 26
国指定天然記念物	平久保のヤエヤマシタン	石垣市字平久保	昭47. 5. 15
国指定天然記念物	米原のヤエヤマヤシ群落	石垣市字桴海	昭47. 5. 15
国指定天然記念物	荒川のカンヒザクラ自生地	石垣市字桴海・川平	昭47. 5. 15
県指定天然記念物	コ ノ ハ チ ヨ ウ	地域を定めず指定	昭44. 8. 26
県指定天然記念物	アサヒナキマダラセセリ	石垣島、西表島	昭53. 4. 1

区 分	名 称	位 置	指定年月日
県指定天然記念物	ヨ ナ グ ニ サ ン	地域を定めず指定	昭60. 3. 29
県指定天然記念物	仲筋村ネバル御嶽の亜熱帯海岸林	石垣市字川平	昭47. 5. 12
市指定天然記念物	吹 通 川 ヒ ル ギ 群 落	石垣市字野底	昭60. 3. 29
市指定天然記念物	大 ・ 小 マ ン ゲ ー	石垣市字桃里	昭60. 3. 29

(エ) 海岸保全区域

名 称	位 置	重複延長(m)	指定年月日
伊野田海岸	沖縄県石垣市地内	1, 485	昭50. 10. 2
伊野田海岸	沖縄県石垣市地内	850	昭55. 1. 28
大浜海岸	沖縄県石垣市地内	3, 200	昭48. 6. 18
白保海岸	沖縄県石垣市地内	2, 230	昭48. 6. 18
野底海岸	沖縄県石垣市地内	710	昭55. 1. 28
赤崎海岸	沖縄県石垣市地内	4, 780	昭58. 8. 4
川平ヨーン海岸	沖縄県石垣市地内	3, 135	昭48. 10. 25
嘉良岳海岸	沖縄県石垣市地内	3, 430	昭49. 11. 11
礎辺海岸	沖縄県石垣市地内	1, 150	昭48. 10. 25

(オ) 河川区域（2級河川及び準用河川）

名 称	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
宮良川	沖縄県石垣市地内	361	平15. 12. 10
底原川	沖縄県石垣市地内	272	昭53. 3. 27
名蔵川	沖縄県石垣市地内	712	昭15. 12. 10
ブネラ川	沖縄県石垣市地内	182	昭60. 6. 4
通路川	沖縄県石垣市地内	169	昭52. 2. 9
ソーヅ川	沖縄県石垣市地内	101	昭52. 2. 9
荒川	沖縄県石垣市地内	182	昭52. 2. 9
大浦川	沖縄県石垣市地内	151	昭52. 2. 9

(カ) 農業振興地域等

種 類	位 置	重複面積(ha)	指定年月日
農業振興地域	沖縄県石垣市地内	1, 869	昭48. 3. 29
農用地区域	沖縄県石垣市地内	1, 066	昭48. 3. 29

3 変更する区域

西表国立公園の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 公園区域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	沖縄県石垣市 字伊原間及び字平久保の各一部並びにその地先海面並びに字大浜、字白保、字桃里、字真栄里及び字宮良の地先海面
2	拡張	沖縄県石垣市 字伊原間、字大浜、字川平、字崎枝、字白保、字桃里、字登野城、字名蔵、字野底、字平得、字桴海、字真栄里及び字宮良の各一部
3	拡張	沖縄県石垣市 字川平及び字桴海の各一部並びにその地先海面並びに字野底の地先海面
4	拡張	沖縄県石垣市 字川平の一部及びその地先海面
5	拡張	沖縄県石垣市 字崎枝の一部及びその地先海面
6	拡張	沖縄県石垣市 字新川、字石垣及び字名蔵の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
平久保半島及び伊原間に位置する山地部並びに山麓部の放牧地とこれに連なる海岸線とリーフは、優れた風致を形成していることから、西表国立公園に編入し、風致の保護及び適正な利用を図る。	1, 6 5 1 (国 1) 公 1,540 私 59 不明 51)
石垣島の中央部に位置する於茂登連山は、亜熱帯性の貴重な植物群落を有し、また、固有の動植物が生息・生育するなど本区域の自然景観の核心地域であることから、西表国立公園に編入し、優れた風致景観の保護及び適正な利用を図る。	4, 1 1 5 (国 11) 公 4,045 私 34 不明 25)
米原海岸から川平湾にかけての一带は、自然度が高い植生が続き、山地から海までが一体となった優れた風致が見られることから、西表国立公園に編入し、風致の保護及び適正な利用を図る。	2 0 8 (公 90) 私 100 不明 18)
前嵩は、川平湾と一体となり優れた風致を維持しており、崎枝湾に面した海岸の一部は海水浴場として利用が盛んであることから、西表国立公園に編入し、風致の保護及び適正な利用を図る。	2 5 4 (公 249) 私 1 不明 4)
屋良部半島は風衝草地等の海岸植生が発達し、良好な自然海岸が維持されていることから、西表国立公園に編入し、風致の保護及び適正な利用を図る。	5 6 6 (公 501) 私 44 不明 21)
名蔵アンパルは、干潟及びマングローブ林等の多様な自然環境を有し、野生動植物の生息・生育地並びに自然体験活動の場として重要であることから、西表国立公園に編入し、風致の保護及び適正な利用を図る。	1 7 5 (国 1) 公 5 私 105 不明 64)

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
7	拡 張	沖縄県石垣市 字白保の一部
8	拡 張	沖縄県石垣市 字大浜、字真栄里及び八島町二丁目の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
白保海岸は、海中公園地区に隣接し、海岸植生を含めた周辺の風致と適正な利用環境の保護が必要であることから、西表国立公園に編入し、風致の保護及び適正な利用を図る。	2 4 〔 公 6 〕 〔 私 11 〕 〔 不明 7 〕
石垣島南端の真栄里海岸と博物展示施設の整備が予定されている区域について、西表国立公園に編入し、風景の保護及び適正な利用を図る。	2 9 〔 公 5 〕 〔 私 12 〕 〔 不明 12 〕
変 更 部 分 面 積 計	7, 0 2 2 〔 国 13 〕 〔 公 6,441 〕 〔 私 366 〕 〔 不明 202 〕
変 更 前 公 園 面 積	1 3, 5 4 7 〔 国 10,738 〕 〔 公 571 〕 〔 私 2,238 〕
変 更 後 公 園 面 積	2 0, 5 6 9 〔 国 10,751 〕 〔 公 7,012 〕 〔 私 2,604 〕 〔 不明 202 〕

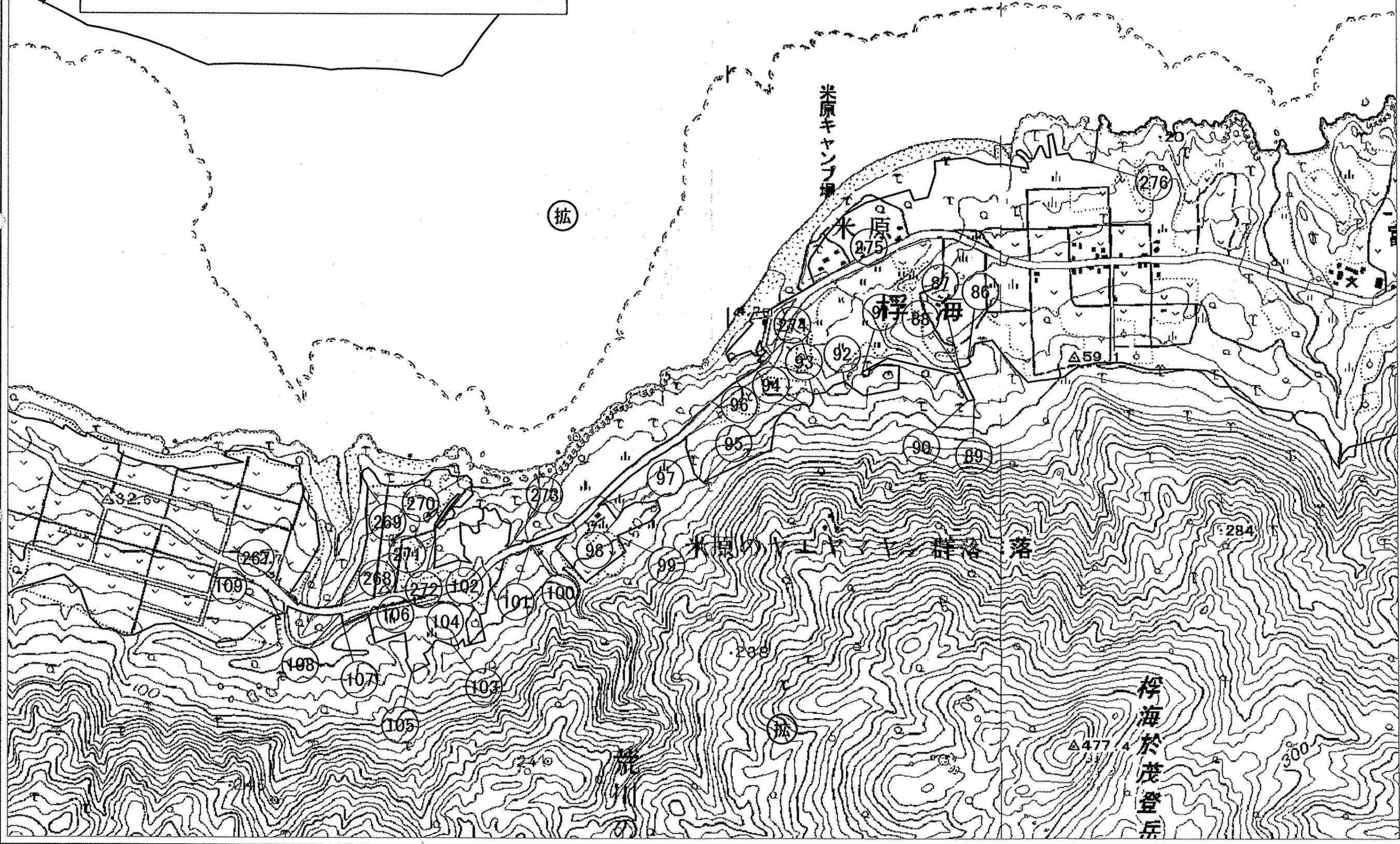


昭和47年 12月 26日 環境庁告示 第124号
 昭和47年 12月 27日 環境庁告示 第126号
 昭和52年 7月 1日 環境庁告示 第31号
 平成 2年 12月 1日 環境庁告示 第106号
 平成15年 3月 31日 環境省告示 第47~52号
 平成 年 月 日 環境省告示 第 号

指定
 特別地域の指定
 海中公園地区の指定
 乗入れ規制地域の指定
 区域及び公園計画再検討
 区域及び公園計画の一部変更

区域変更図2 副図

1:10,000
 0 50 100 200 300 400 500m



西表国立公園

公園計画書

(公園計画の一部変更)

目 次

1	変更理由	19
2	規制計画	22
(1)	保護規制計画	22
ア	特別地域	22
(ア)	特別保護地区	26
(イ)	第1種特別地域	28
(ウ)	第2種特別地域	32
(エ)	第3種特別地域	36
イ	海中公園地区	40
ウ	面積内訳	44
(ア)	地域地区別土地所有別面積(変更後)	44
(イ)	地域地区別市町村別面積	46
3	施設計画	52
(1)	利用施設計画	52
ア	単独施設	52
イ	道路	54
(ア)	車道	54
(イ)	歩道	54
4	参考事項	73
(1)	指定動植物	73
ア	特別地域	73
(ア)	指定植物	73
(イ)	指定動物	75
イ	海中公園地区	76
(2)	過去の経緯	78
(3)	公園区域	79
(4)	保護規制計画	80
ア	特別地域	80
(ア)	特別保護地区	81
(イ)	第1種特別地域	84

(ウ) 第2種特別地域	90
(エ) 第3種特別地域	100
(オ) 乗入れ規制地区	106
イ 海中公園地区	108
ウ 普通地域	114
エ 面積内訳	116
(ア) 地域地区別土地所有別面積	116
(イ) 地域地区別市町村別面積	118
(5) 利用施設計画	120
ア 単独施設	120
イ 道路	124
(ア) 車道	124
(イ) 歩道	124
(ウ) 運輸施設	126

1 変更理由

西表国立公園は、琉球列島の最南端に位置する八重山諸島のうち、西表島及び石西^{せきせいしやうこ}礁湖と呼ばれる周辺海域並びにその中にある島々からなる。沖縄の本土復帰が目前に迫った昭和47年4月18日に、琉球政府により西表政府立公園として指定され、同年の5月15日、沖縄の復帰に伴う環境庁関係法令の適用の特別措置に関する政令（昭和47年政令第103号）によって国立公園となった。

同公園の公園計画については、同年12月26日に決定され、その後、海中公園地区の指定、利用施設計画の追加や削除等の一部変更が行われた。さらに、平成15年3月31日には、公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）が行われ、現在に至っている。

石西礁湖に隣接する石垣島は、八重山諸島の拠点として約4万8千人が暮らし、様々な土地利用が見られる。また、今後も新石垣空港整備事業の進展等に伴い、石垣島の社会経済情勢は大きく変化していくと考えられる。一方石垣島の中心部にはイタジイ、イスノキなどからなる亜熱帯地域の代表的な森林がまとまって見られ、カンムリワシを始めとする希少野生生物が生息等しているほか、沿岸には多様な造礁サンゴ類と魚類等の海洋生物が見られるサンゴ礁が発達し、河口部ではマングローブ林が形成されるなど、亜熱帯地域の優れた自然環境が残されている。

これらの優れた風致景観の保護と適正な利用の促進を図っていくため、石垣島を西表国立公園の公園区域に編入することに伴い、下記の方針により公園計画の一部変更を行うものである。

記

(1) 保護規制計画

本区域の主な景観構成要素であり、当該区域を特徴づけている亜熱帯性常緑広葉樹林及びマングローブ林、優れた海中景観等を中心に、風致景観の保護及び自然環境の保全を図る。

ア 沖縄県の最高峰である於茂登岳及び隣接する桴海於茂登岳の亜熱帯性常緑広葉樹林の一部、並びにヤヤマヤシ群落及びカンヒザクラの自生地等については、優れた景観の保護を図るため、特別保護地区とする。

イ 於茂登岳の西側及び桴海於茂登岳南側に広がる自然林の一部及び吹通川のマングローブ林等については、優れた風致の維持を図るため、第1種特別地域とする。

ウ ウミガメ類の産卵地となっている平久保半島東海岸、特異な地形を呈する野底岳、米原海岸及び屋良部半島の自然海岸、名蔵アンパル等については、良好な風致の維持を図るため、第2種特別地域とする。

エ 広大な牧野景観が広がる平久保半島の山麓部、川平湾周辺及び屋良部岳等については、当該地の自然環境と山地や山麓部の斜面を利用して営まれている農業、林業及び畜産業が織りなす風致の維持を

図るため、第3種特別地域とする。

オ 平久保半島西岸、川平石崎北岸、米原海岸、白保海岸の地先海域は、優れた海中景観の保護を図るため、海中公園地区とする。

(2) 利用施設計画

既存施設等の整備状況、利用実態を踏まえ、園地、博物展示施設等の単独施設、車道及び歩道に係る計画を決定し、公園の適切な利用を促進する。

2 規制計画

(1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

ア 特別地域

特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	沖縄県石垣市 <small>いばるま ひらくぼ</small> 字伊原間及び字平久保の各一部
2	拡張	沖縄県石垣市 <small>おおはま かびら さきえだ しらほ とうざと とのしる なぐら</small> 字伊原間、字大浜、字川平、字崎枝、字白保、字桃里、字登野城、字名蔵、 <small>のそこ ひらえ ふかい まえざと みやら</small> 字野底、字平得、字桴海、字真栄里及び字宮良の各一部
3	拡張	沖縄県石垣市 字川平及び字桴海の各一部
4	拡張	沖縄県石垣市 字川平の一部
5	拡張	沖縄県石垣市 字崎枝の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>平久保半島及び伊原間に位置する山地部並びに山麓部の放牧地とこれに連なる海岸線に見られる良好な風致の維持を図るため特別地域とする。</p>	<p>1, 6 5 1</p> <p>〔 国 1 〕 〔 公 1,540 〕 〔 私 59 〕 〔 不明 51 〕</p>
<p>石垣島の中央部に位置する於茂登連山は、亜熱帯性の多様な植物群落が見られ、固有の動植物が生息・生育するなど本区域の自然景観の核心地域であることから、良好な風致の維持を図るため特別地域とする。</p>	<p>4, 1 1 5</p> <p>〔 国 11 〕 〔 公 4,045 〕 〔 私 34 〕 〔 不明 25 〕</p>
<p>米原海岸から川平湾にかけての一带は、自然度が高い植生が続き、山地から海までが一体となった優れた風致が形成されている。また、スノーケリングやグラスボートを利用した自然探勝利用等が盛んであることから、良好な風致の維持を図るため特別地域とする。</p>	<p>1 9 9</p> <p>〔 公 86 〕 〔 私 96 〕 〔 不明 17 〕</p>
<p>前嵩は、川平湾と一体となった優れた風致を形成しており、崎枝湾に面した海岸の一部は海水浴場として利用が盛んであることから、良好な風致の維持を図るため特別地域とする。</p>	<p>2 5 4</p> <p>〔 公 249 〕 〔 私 1 〕 〔 不明 4 〕</p>
<p>屋良部半島は、海岸沿いに風衝草地在り発達し、半島中央部は自然度の高い風衝性常緑広葉樹林が見られることから、良好な風致の維持を図るため特別地域とする。</p>	<p>4 8 9</p> <p>〔 公 468 〕 〔 不明 21 〕</p>

番号	区 分	変 更 部 分 の 区 域
6	拡 張	沖縄県石垣市 字 ^{あらかわ} 新川、字石垣及び字名蔵の各一部
7	拡 張	沖縄県石垣市 字白保の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>名蔵アンパルは、干潟及びマングローブ林等の多様な自然環境を有し、野生動植物の生息・生育地並びに自然体験活動の場として重要であることから、良好な風致の維持を図るため特別地域とする。</p>	<p>175</p> <p>〔 国 1 〕 〔 公 5 〕 〔 私 105 〕 〔 不明 64 〕</p>
<p>白保海岸は、海中公園地区と一体となった良好な風致の維持を図るため特別地域とする。</p>	<p>24</p> <p>〔 公 6 〕 〔 私 11 〕 〔 不明 7 〕</p>
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<p>6,907</p> <p>〔 国 13 〕 〔 公 6,399 〕 〔 私 306 〕 〔 不明 189 〕</p>
<p>変 更 前 特 別 地 域 面 積</p>	<p>10,878</p> <p>〔 国 10,718 〕 〔 公 50 〕 〔 私 110 〕</p>
<p>変 更 後 特 別 地 域 面 積</p>	<p>17,871</p> <p>〔 国 10,731 〕 〔 公 6,486 〕 〔 私 464 〕 〔 不明 190 〕</p>

(ア) 特別保護地区

特別保護地区の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表 3 : 特別保護地区変更表)

番号	区 分	内 容	名 称	変更部分の区域
10	拡 張	特別地域 の 拡 張	於 ^{おもと} 茂登岳	沖縄県石垣市 字大浜、字川平、字平得、字桴海、字真栄里 及び字宮良の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>県下最高峰の於茂登岳（526m）の東側及び北東側に位置し、イタジイ、イスノキが優占する亜熱帯地域の極相林が発達しているほか、山地上部には風衝地に成立するリュウキュウチク林が見られ、一帯は、特定植物群落「於茂登岳・桴海於茂登岳一帯の植生」に選定されている。</p> <p>また、八重山諸島固有種のアサヒナキマダラセセリや、ヤエヤマヤシ群落など、学術的にも貴重な動植物の生息・生育地となっている。</p> <p>このような優れた景観の保護を厳正に図るため特別保護地区とする。</p>	<p>5 5 6</p> <p>[公 556]</p>
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<p>5 5 6</p> <p>[公 556]</p>
<p>変更前特別保護 地 区 面 積</p>	<p>1, 7 8 6</p> <p>[国 1,786]</p>
<p>変更後特別保護 地 区 面 積</p>	<p>2, 3 4 2</p> <p>[国 1,786] [公 556]</p>

(イ) 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表4：第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	特別地域の拡張	<small>だいちばなり</small> 大地離	沖縄県石垣市 字平久保の一部
5	拡張	特別地域の拡張	吹通川一帯	沖縄県石垣市 字野底の一部
7	拡張	特別地域の拡張	川平小島	沖縄県石垣市 字川平の一部
14	拡張	特別地域の拡張	<small>おもと</small> 於茂登岳	沖縄県石垣市 字大浜、字川平、字桴海及び字宮良の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>平久保崎の北、約 400m に位置する無人島である。周囲は断崖に囲まれ、ベニアジサシ、エリグロアジサシ等海鳥の繁殖地となっているほか、平久保崎から展望する場合の眺望対象となっていることから、優れた風致を維持する必要性が高く現在の景観保護を図るため第 1 種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: center;">3</p> <p style="text-align: center;">〔 私 2 〕 〔 不明 1 〕</p>
<p>亜熱帯地域特有のマングロブ林の島内における代表的な分布域であり、特定植物群落「吹通川のマングロブ林」に選定されている。また、流域には環境省レッドデータブック(2006)において準絶滅危惧種に選定されているミナミオニヌマエビ、コツノヌマエビ、ヤエヤマヤマガニが生息している。本区域は石垣島を代表するマングロブ林景観の保護及び野生動植物の生息・生育地として重要な場所であることから、優れた風致を維持する必要性が高く現在の景観保護を図るため第 1 種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: center;">4 2</p> <p style="text-align: center;">〔 国 0 〕 〔 (0.1) 〕 〔 公 42 〕 〔 私 0 〕 〔 (0.4) 〕 〔 不明 0 〕 〔 (0.0) 〕</p>
<p>川平湾の湾口に位置し、^{くしま}小島をはじめ、^{まじゃぼなり}真謝離、^{ぼなり}サイ離などサンゴ礁の岩島から構成される区域である。本区域は潮汐や気象条件により、刻々と色彩が変化する内湾水面と相俟って、当該区域の眺望対象として景観上高い価値を有していることから、優れた風致を維持する必要性が高く現在の景観保護を図るため第 1 種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: center;">3 6</p> <p style="text-align: center;">〔 公 34 〕 〔 不明 2 〕</p>
<p>於茂登岳から北西方向に連なる山系の北側斜面及び椴海於茂登岳の南側からなる区域で、特別保護地区に隣接する区域である。イタジイ、イスノキ林が優占する亜熱帯地域の極相林が発達し、山地上部には風衝地に成立するリュウキュウチク林が見られる。また、荒川の上流部には、県内唯一のカンヒザクラ自生地(国指定天然記念物)が存在し、一帯は名勝に指定されている。これらの優れた風致を維持する必要性が高く現在の景観保護を図るため第 1 種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: center;">5 2 1</p> <p style="text-align: center;">〔 公 521 〕</p>

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
17	拡張	特別地域の拡張	名蔵アンパル	沖縄県石垣市 字石垣及び字名蔵の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)																
<p>石垣島西岸の名蔵湾に面した名蔵川河口に位置し、一帯は特定植物群落「名蔵川河口域のマングローブ林」に選定されている。また、マングローブ林、干潟、海浜、海岸林からなる多様な自然環境が見られ、渡り鳥の中継地、森林性鳥類の生息地として国際的にも重要であることから、平成17年11月にラムサール条約湿地となっている。本区域は我が国を代表する優れたマングローブ林景観を有し、野生動植物の生息・生育地として重要であることから、優れた風致を維持する必要性が高く現在の景観保護を図るため第1種特別地域とする。</p>	<p style="text-align: center;">1 2 8</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="padding: 0 10px;">1</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">私</td> <td style="padding: 0 10px;">81</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">不明</td> <td style="padding: 0 10px;">46</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> </table>	〔	国	1	〕	〔	私	81	〕	〔	不明	46	〕				
〔	国	1	〕														
〔	私	81	〕														
〔	不明	46	〕														
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<p style="text-align: center;">7 3 0</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="padding: 0 10px;">1</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">公</td> <td style="padding: 0 10px;">597</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">私</td> <td style="padding: 0 10px;">83</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">不明</td> <td style="padding: 0 10px;">49</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> </table>	〔	国	1	〕	〔	公	597	〕	〔	私	83	〕	〔	不明	49	〕
〔	国	1	〕														
〔	公	597	〕														
〔	私	83	〕														
〔	不明	49	〕														
<p>変 更 前 第 1 種 特 別 地 域 面 積</p>	<table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">公</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">私</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">不明</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> </table>	〔	国	〕	〔	公	〕	〔	私	〕	〔	不明	〕				
〔	国	〕															
〔	公	〕															
〔	私	〕															
〔	不明	〕															
<p>変 更 後 第 1 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p style="text-align: center;">7 3 0</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">国</td> <td style="padding: 0 10px;">1</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">公</td> <td style="padding: 0 10px;">597</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">私</td> <td style="padding: 0 10px;">83</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">〔</td> <td style="padding: 0 10px;">不明</td> <td style="padding: 0 10px;">49</td> <td style="padding: 0 10px;">〕</td> </tr> </table>	〔	国	1	〕	〔	公	597	〕	〔	私	83	〕	〔	不明	49	〕
〔	国	1	〕														
〔	公	597	〕														
〔	私	83	〕														
〔	不明	49	〕														

(ウ) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表5：第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
2	拡張	特別地域の拡張	平久保半島・野底岳	沖縄県石垣市 字伊原間、字桃里、字野底及び字平久保の各一部
8	拡張	特別地域の拡張	<small>まえたけ</small> 前嵩	沖縄県石垣市 字川平の一部
9	拡張	特別地域の拡張	<small>よねはら</small> 米原海岸	沖縄県石垣市 字川平及び字桴海の各一部
12	拡張	特別地域の拡張	<small>やらぶ</small> 屋良部半島	沖縄県石垣市 字崎枝の一部
15	拡張	特別地域の拡張	<small>だい</small> 大マンゲー・ <small>しょう</small> 小マンゲー	沖縄県石垣市 字桃里の一部
16	拡張	特別地域の拡張	<small>しらみずがわ</small> 白水川流域	沖縄県石垣市 字大浜、字登野城、字名蔵及び字宮良の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>本区域は石垣島の北東部に位置し、山地部には「伊原間半島安良岳^{やすら}の植生」を始め、特定植物群落^やが4箇所選定されている。また、「平久保のヤエヤマシタン」が国の天然記念物に指定されており、本区域を特徴づける植生が多く見られる。</p> <p>野底岳は通称「野底マーペー」と呼ばれ、山頂は円筒状の巨岩が屹立する特異な景観を呈している。本区域は山地、海岸線及び島の周囲に発達したリーフが形成する風致が優れており、野底岳及び玉取崎^{たまとりざき}等から展望する場合の眺望対象としても重要であることから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。</p>	<p>5 8 7</p> <p>〔 公 528 〕 〔 私 11 〕 〔 不明 48 〕</p>
<p>本区域は川平湾の西側に位置し、前嵩の山頂付近には、ケナガエサカキースダジイ群落やリュウキュウチク群落を始めとした自然植生が見られる。また、当該区域は第1種特別地域とする川平湾及び崎枝湾と一体となった景観を形成していることから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。</p>	<p>2 5</p> <p>〔 公 25 〕</p>
<p>本区域は変化に富んだ自然海岸となっており、多様な地形と自然度の高い植生が連続している。また、於茂登岳に端を發した山原川^{やんばれーがわ}一帯は、山地から海岸にかけて良好な自然環境を保っていることから、隣接する海中公園地区と一体的に良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。</p>	<p>4 8</p> <p>〔 公 26 〕 〔 私 12 〕 〔 不明 10 〕</p>
<p>本区域は石垣島の西端に位置し、北西部の海崖は常に強い潮風が当たることからヤブラン、コウライシバ、カショウアブラススキ等を主体にした特徴的な風衝草地在りが発達している。一方、南部の海岸線には、テリハボク等の海岸植生を主体とした良好な自然海岸が維持されている。これらの風衝草地及び自然海岸からなる良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。</p>	<p>9 9</p> <p>〔 公 78 〕 〔 不明 21 〕</p>
<p>本区域はホウラ岳の東側に位置し、約5500～6500万年前に海底の地層が隆起して形成されたものである。島の隆起・沈降の状況を知る上で、地史的に重要な区域であるため、石垣市の天然記念物に指定されている。独特の景観に加え、学術的な重要性も高いことから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。</p>	<p>1 6</p> <p>〔 公 16 〕</p>
<p>於茂登岳の西側、ぶざま岳に至る山地の南側に位置し、名蔵川の水源として豊富な水量を有している。一帯はケナガエサカキースダジイ群落が大半を占め、良好な溪流景観を呈していることから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。</p>	<p>4 7 4</p> <p>〔 公 474 〕</p>

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
18	拡張	特別地域の拡張	名蔵アンパル	沖縄県石垣市 字新川、字石垣及び字名蔵の各一部
19	拡張	特別地域の拡張	白保海岸	沖縄県石垣市 字白保の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
本区域は石垣島西岸の名蔵湾に面した名蔵川河口に位置する。名蔵アンパル湿地の西側に南北2kmにわたって形成された砂州地形は、自然環境保全基礎調査において「自然景観資源」として選定されていることから、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	47 〔 公 5 私 24 不明 18 〕
本区域は石垣島南東岸に位置し、沿岸部にグンバイヒルガオ-クロイワザサ群落からなる海浜植生が見られる。また、当該区域の砂丘地形は自然環境保全基礎調査において「自然景観資源」として選定されていることから、隣接する海中公園地区と一体的に良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。	24 〔 公 6 私 11 不明 7 〕
変 更 部 分 面 積 計	1,320 〔 公 1,158 私 58 不明 104 〕
変 更 前 第 2 種 特 別 地 域 面 積	9,092 〔 国 8,932 公 50 私 110 〕
変 更 後 第 2 種 特 別 地 域 面 積	10,412 〔 国 8,932 公 1,208 私 168 不明 104 〕

(エ) 第3種特別地域

第3種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表6：第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
3	拡張	特別地域の拡張	平久保半島	沖縄県石垣市 字伊原間及び字平久保の各一部
4	拡張	特別地域の拡張	野底岳周辺	沖縄県石垣市 字伊原間、字大浜、字白保、字桃里、字野底、 字桴海及び字宮良の各一部
6	拡張	特別地域の拡張	川平湾周辺	沖縄県石垣市 字川平の一部
11	拡張	特別地域の拡張	於茂登岳山麓	沖縄県石垣市 字大浜、字川平、字崎枝、字登野城、字名蔵、 字平得、字桴海及び字真栄里の各一部

変 更 理 由	面 積 (ha)																
<p>本区域は石垣島北東部の半島に位置する。山地部と海岸線との斜面は牛馬の放牧地として利用され、シバ草原の中にソテツが点在する独特の牧野景観を呈している。当該半島一帯は、野底岳及び玉取崎から展望する場合の眺望対象として重要であることから、良好な風致の維持を図りつつ、放牧が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。</p>	<p>1, 2 2 2</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">1</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>1, 173</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>46</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>2</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	1	〕		公	1, 173			私	46			不明	2	
〔	国	1	〕														
	公	1, 173															
	私	46															
	不明	2															
<p>本区域は野底岳からホウラ岳にかけての山地であり、島内のランドマークとして主要な景観要素となっている。植生の大半はケナガエサカキ-スダジイ群落であるが、山麓部にはリュウキュウマツ、イヌマキをはじめとする植林地が点在している。また、野底岳の周辺は、風衝地にタブノキ、ヤブニッケイ等から構成される森林が成立し、ショウキランの群落等があることから、「野底マーペーの植生」として特定植物群落に選定されている。当該区域は、良好な風致の維持を図りつつ、林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。</p>	<p>1, 5 0 7</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">国</td> <td style="padding-right: 10px;">11</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>公</td> <td>1, 465</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>30</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>1</td> <td></td> </tr> </table>	〔	国	11	〕		公	1, 465			私	30			不明	1	
〔	国	11	〕														
	公	1, 465															
	私	30															
	不明	1															
<p>本区域は川平湾の沿岸及び隣接する前嵩からなる。植生は、ケナガエサカキ-スダジイ群落が優占するほか、リュウキュウマツの植林地が広がり、農地としての利用も盛んである。また、代表的な石灰岩地砂浜の海岸林として、「<small>なかすじむら</small>仲筋村<small>お</small>ネバル<small>ん</small>御嶽の亜熱帯海岸林」が県の天然記念物として指定されており、本地区の植生を特徴づけている。当該区域は、良好な風致の維持を図りつつ、農林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。</p>	<p>3 4 4</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">公</td> <td style="padding-right: 10px;">250</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>85</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>9</td> <td></td> </tr> </table>	〔	公	250	〕		私	85			不明	9					
〔	公	250	〕														
	私	85															
	不明	9															
<p>本区域は於茂登岳の北西及び南東から南西の山麓に位置する。植生は、大半がケナガエサカキ-スダジイ群落からなるが、山麓部にはリュウキュウマツ、イヌマキをはじめとする植林地が点在しており、於茂登岳及びその西側に連なる山地と一体的な風致景観を構成している。当該区域は、良好な風致の維持を図りつつ、林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。</p>	<p>8 3 8</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">〔</td> <td style="padding-right: 10px;">公</td> <td style="padding-right: 10px;">810</td> <td style="padding-right: 10px;">〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td>私</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>不明</td> <td>24</td> <td></td> </tr> </table>	〔	公	810	〕		私	4			不明	24					
〔	公	810	〕														
	私	4															
	不明	24															

番号	区 分	内 容	名 称	変更部分の区域
13	拡 張	特別地域 の 拡 張	屋良部半島	沖縄県石垣市 宇崎枝の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>本区域は石垣島の西端に位置する。半島中央部は「屋良部岳の植生」として特定植物群落に選定されており、自然度の高い風衝性常緑広葉樹林としてガジュマル・クロヨナ群集が広がるほか、イヌマキ等の植林地が点在する。当該区域は、良好な風致の維持を図りつつ、林業が風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ないことから第3種特別地域とする。</p>	<p>390 〔 公 390 〕</p>
<p>変 更 部 分 面 積 計</p>	<p>4,301 〔 国 12 公 4,088 私 165 不明 36 〕</p>
<p>変 更 前 第 3 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p>〔 国 公 私 不明 〕</p>
<p>変 更 後 第 3 種 特 別 地 域 面 積</p>	<p>4,301 〔 国 12 公 4,088 私 165 不明 36 〕</p>

イ 海中公園地区

次の海中公園地区を追加する。

(表 7 : 海中公園地区変更表)

番号	名 称	位 置
5	平久保	沖縄県石垣市 字平久保地先海面
6	川平石崎	沖縄県石垣市 字川平地先海面
7	米原	沖縄県石垣市 字川平及び字桴海の各地先海面

地 区 の 概 要	面 積 (ha)
<p>本地区は平久保崎西側から平久保集落沖合に到る海域であり、裾礁が発達している。礁原から礁斜面にかけては、枝状ミドリイシ類を主体とした高被度のサンゴ群集が形成されており、海水の透明度も高い。短期的には被度の盛衰が見られるものの、長期的には安定しており、周辺海域へのサンゴ幼生の供給源になっているとも考えられることから、保全の必要性が高い海域である。魚類相としては、チョウチョウオ科、スズメダイ科、ベラ科などのサンゴ礁魚類を主体とした構成で、特にスズメダイ科の出現が多い。また、陸域からの人為的影響が比較的少なく、外洋に面して潮通しも良いため、石垣島周囲のサンゴ礁の中でも良好なサンゴ群集が保たれている場所であることから、海中景観の保護を厳正に図るため海中公園地区とする。</p>	176.9
<p>川平半島の北東岸に位置する本地区では「平成16年度 環境省広域モニタリング調査」において、高被度の非常に良好なサンゴ群集が礁池から礁縁にかけて確認されている。特に、枝状・卓状ミドリイシ、ユビエダハマサンゴ等が優占している。また、オニイトマキエイが頻繁に目撃される場所として有名なダイビングスポットが存在する他、周辺にはウミガメの産卵場が存在している。</p> <p>このように石垣島周囲のサンゴ礁の中でも良好なサンゴ群集が保たれている場所であることから、海中景観の保護を厳正に図るため海中公園地区とする。</p>	274.8
<p>本地区では、礁池内の浅い場所にサンゴ群集が高い被度で広がっている。ミドリイシ類、シコロサンゴ類、ハマサンゴ類等の多種混成型のサンゴ礁生態系が見られ、魚種も豊富である。またアクセスの良さ等から市民にも親しまれており、スノーケル等による自然観察が手軽に楽しめるスポットとして利用上の価値が高い。</p> <p>本地区は石垣島周囲のサンゴ礁の中でも良好なサンゴ群集が保たれ、利用者の自然探勝に適した場所であることから、海中景観の保護を厳正に図るため海中公園地区とする。</p>	129.7

番号	名 称	位 置
8	白保	沖縄県石垣市 字白保地先海面

地区の概要	面積 (ha)
<p>石垣島南東岸の宮良湾から東岸の通路川河口までの南北約 12km、最大幅約 1km に及ぶ裾礁のうち、本地区は白保集落の北側に位置する海域である。礁池内ではアオサンゴやユビエダハマサンゴが優占する他、一部ではコモンサンゴ類が優勢である。特にこの地区に特徴的なアオサンゴの大群落は、北半球では最大規模のものとされている。また、ハマサンゴ類やアオサンゴの巨大な群体によるマイクロアトールも多数見られ、本地区の海中景観を特徴づけている。近年はグラスボート等による観光利用も増加しており、観光資源としても重要な地区である。魚類相としては、チョウチョウウオ科、スズメダイ科、ベラ科などのサンゴ礁魚類を主体とした構成で、特にスズメダイ科の出現が多い。このように学術的価値及び観光資源の両面から重要な場所であることから、海中景観の保護を厳正に図るため海中公園地区とする。</p>	<p>311.6</p>

ウ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積 (変更後)

(表 8 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特 別 地 域										
地種区分		特別保護地区			第 1 種特別地域				第 2 種特別地域			
土地所有別		国	公	私	国	公	私	不明	国	公	私	不明
合 計	土地所有別 面積	1,786	556	0	1	597	83	49	8,932	1,208	168	104
	地種区分 別面積 (比率)	2,342 (11.4)			730 (3.5)				10,412 (50.6)			
	地域地区別 面積 (比率)	15,443 (75.1)										
	地域別面積 (比率)	17,785 (86.5)										

(単位：面積 ha、比率%)

第3種特別地域				普通地域 (陸域)				合計 (陸域)				海中 公園 地区
国	公	私	不明	国	公	私	不明	国	公	私	不明	
12	4,088	165	36	20	563	2,188	13	10,751	7,012	2,604	202	8ヶ所 1,106.5
4,301 (20.9)				2,784 (13.5)				20,569 (100.0)				

(イ) 地域地区別市町村別面積

(表9：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現 行								
		特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合 計 (陸域) (A)	海中公 園地区 (A')	
		特 保	第1種	第2種	第3種	小 計				
沖 縄 県	石垣市	0	0	0	0	0	0	0	0	
	八重山郡	竹富町	1,786	0	9,092	0	10,878	2,669	13,547	213.5
	合 計		1,786	0	9,092	0	10,878	2,669	13,547	213.5

(単位：ha)

変 更 後								増 減	
特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合 計 (陸域) (B)	海中公 園地区 (B')	陸 域 (B - A)	海中公 園地区 (B' - A')
特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
556	730	1,320	4,301	6,907	115	7,022	893.0	7,022	893.0
1,786	0	9,092	0	10,878	2,669	13,547	213.5	0	0
2,342	730	10,412	4,301	17,785	2,784	20,569	1106.5	7,022	893.0



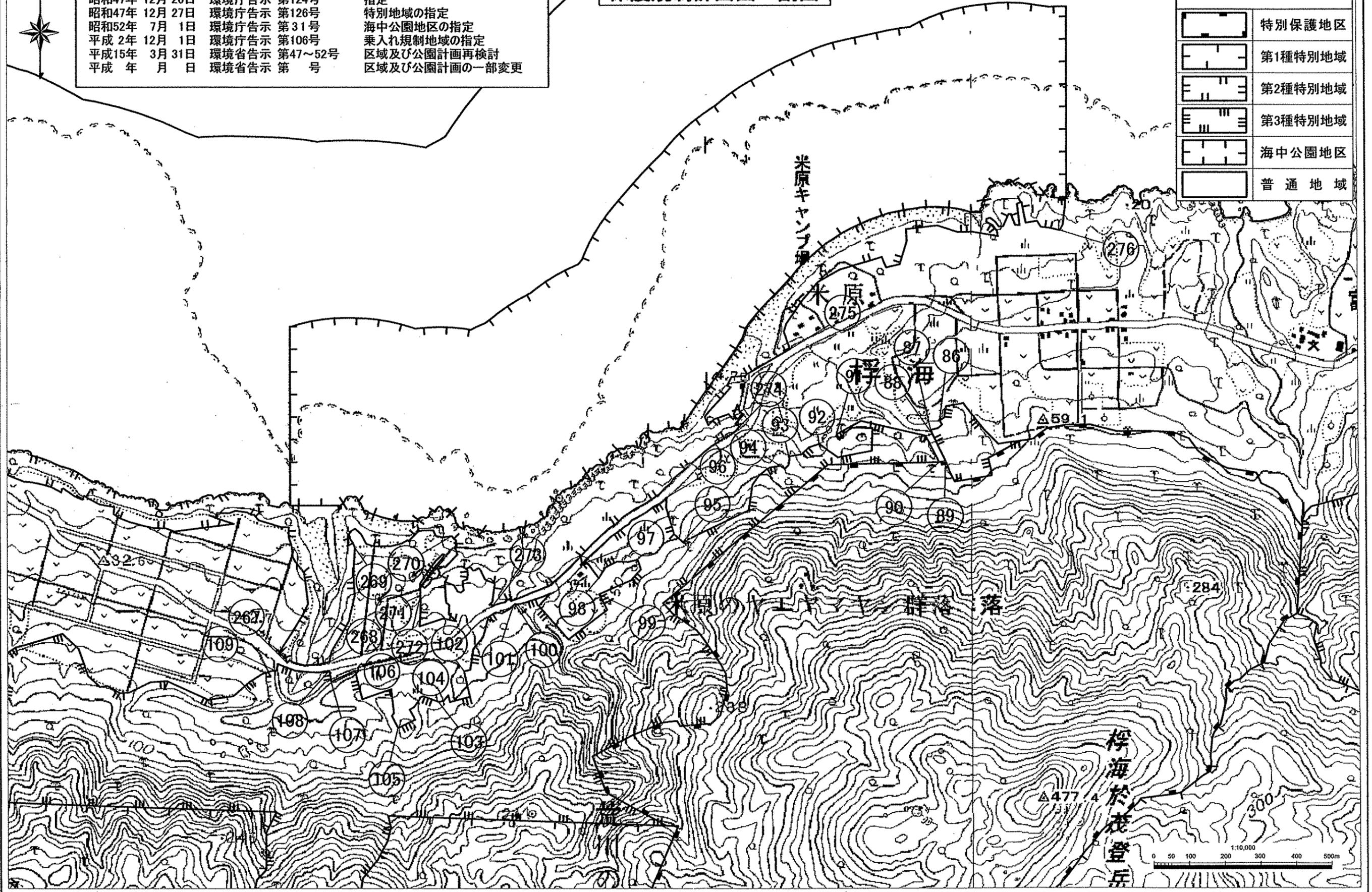
昭和47年 12月 26日 環境庁告示 第124号
 昭和47年 12月 27日 環境庁告示 第126号
 昭和52年 7月 1日 環境庁告示 第31号
 平成 2年 12月 1日 環境庁告示 第106号
 平成15年 3月 31日 環境省告示 第47~52号
 平成 年 月 日 環境省告示 第 号

指定
 特別地域の指定
 海中公園地区の指定
 乗入れ規制地域の指定
 区域及び公園計画再検討
 区域及び公園計画の一部変更

保護規制計画図2 副図

規制計画凡例

	特別保護地区
	第1種特別地域
	第2種特別地域
	第3種特別地域
	海中公園地区
	普通地域



3 施設計画

(1) 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

ア 単独施設

次の単独施設を追加する。

(表10：単独施設追加表)

番号	種類	位置
13	園地	沖縄県石垣市 (あかいし) 明石
14	園地	沖縄県石垣市 (玉取崎)
15	園地	沖縄県石垣市 (すくじ) 底地
16	園地	沖縄県石垣市 (川平)
17	野営場	沖縄県石垣市 (米原)
18	園地	沖縄県石垣市 (米原)
19	園地	沖縄県石垣市 (うがんざき (おがんざき)) 御神崎
20	園地	沖縄県石垣市 (名蔵アンパル)
21	園地	沖縄県石垣市 (白保)

整備方針	旧計画との関係
平久保半島東部からの展望園地として整備する。	新 規
平久保半島及び白保へ続く石垣島東側海岸を望む展望園地として整備する。	新 規
底地浜での自然探勝のための園地として整備する。	新 規
川平湾の展望利用及び周辺の自然探勝のための園地として整備する。	新 規
米原海岸の自然環境を活かした探勝利用等のための野営場として整備する。	新 規
米原海岸及びヤエヤマヤシ群落周辺の自然探勝のための園地として整備する。	新 規
御神崎からの展望園地として整備する。	新 規
名蔵アンパルの干潟、マングローブ林等の自然探勝のための園地として整備する。	新 規
白保海岸での自然探勝のための園地として整備する。	新 規

イ 道路

(ア) 車道

次の車道を追加する。

(表 1 1 : 道路 (車道) 追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
1	野底岳線	起点—沖縄県石垣市 (野底・国立公園境界) 終点—沖縄県石垣市 (伊野田・国立公園境界)	野底岳
2	屋良部半島線	起点—沖縄県石垣市 (崎枝・国立公園境界) 終点—沖縄県石垣市 (崎枝・国立公園境界) 終点—沖縄県石垣市 (御神崎灯台)	御神崎

(イ) 歩道

次の歩道を追加する。

(表 1 2 : 道路 (歩道) 追加表)

番号	路線名	区 間	主要経過地
4	野底岳線	起点—沖縄県石垣市 (野底・国立公園境界) 終点—沖縄県石垣市 (野底岳)	
5	於茂登岳線	起点—沖縄県石垣市 (平得・国立公園境界) 終点—沖縄県石垣市 (於茂登岳)	

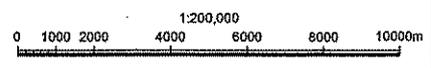
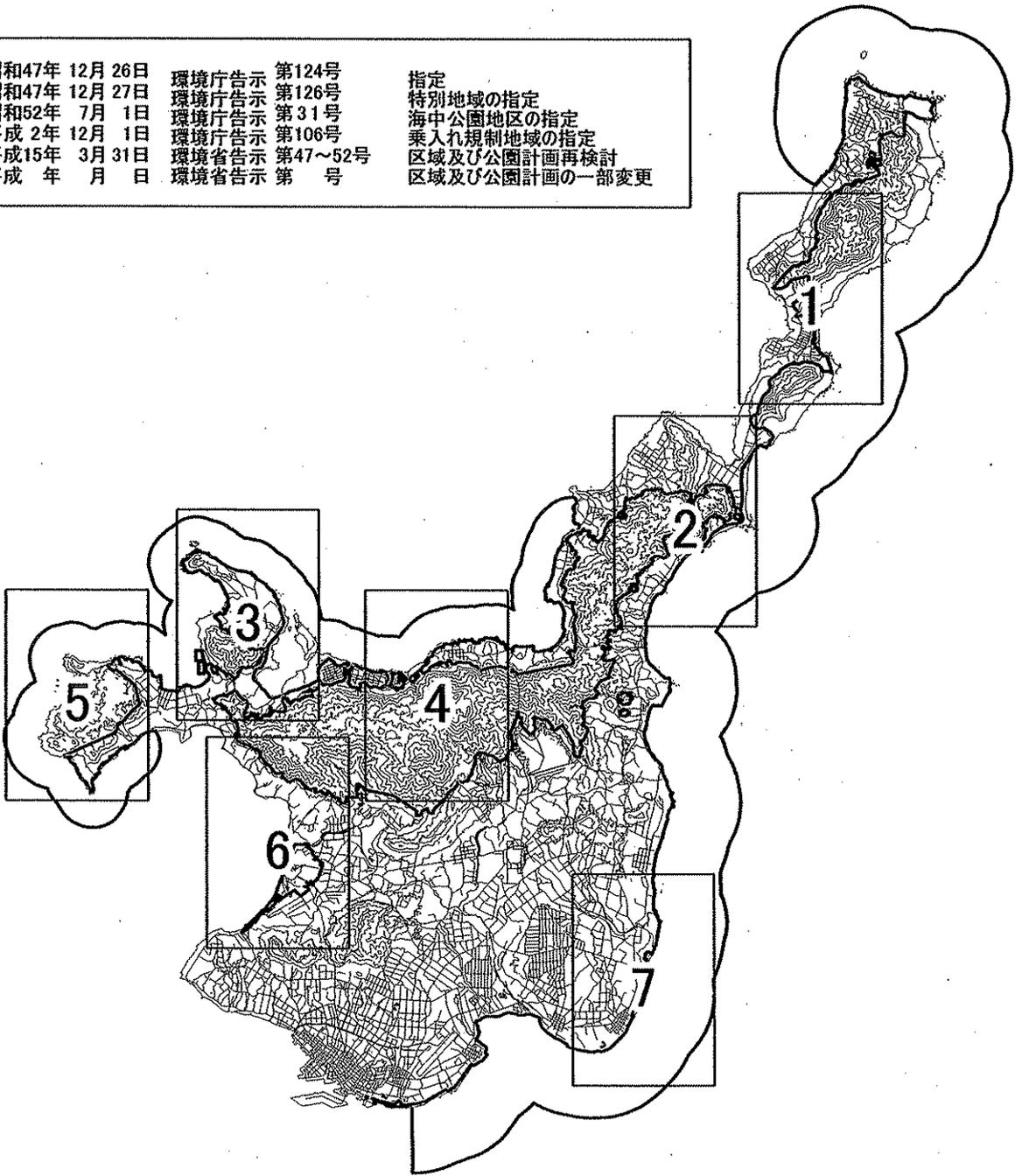
整備方針	旧計画との関係
野底より野底岳山麓を経て伊野田へと至る車道として整備する。	新 規
屋良部半島周辺の海岸を探勝する車道として整備する。	新 規

整備方針	旧計画との関係
野底岳に至る登山道として整備する。	新 規
於茂登岳に至る登山道として整備する。	新 規

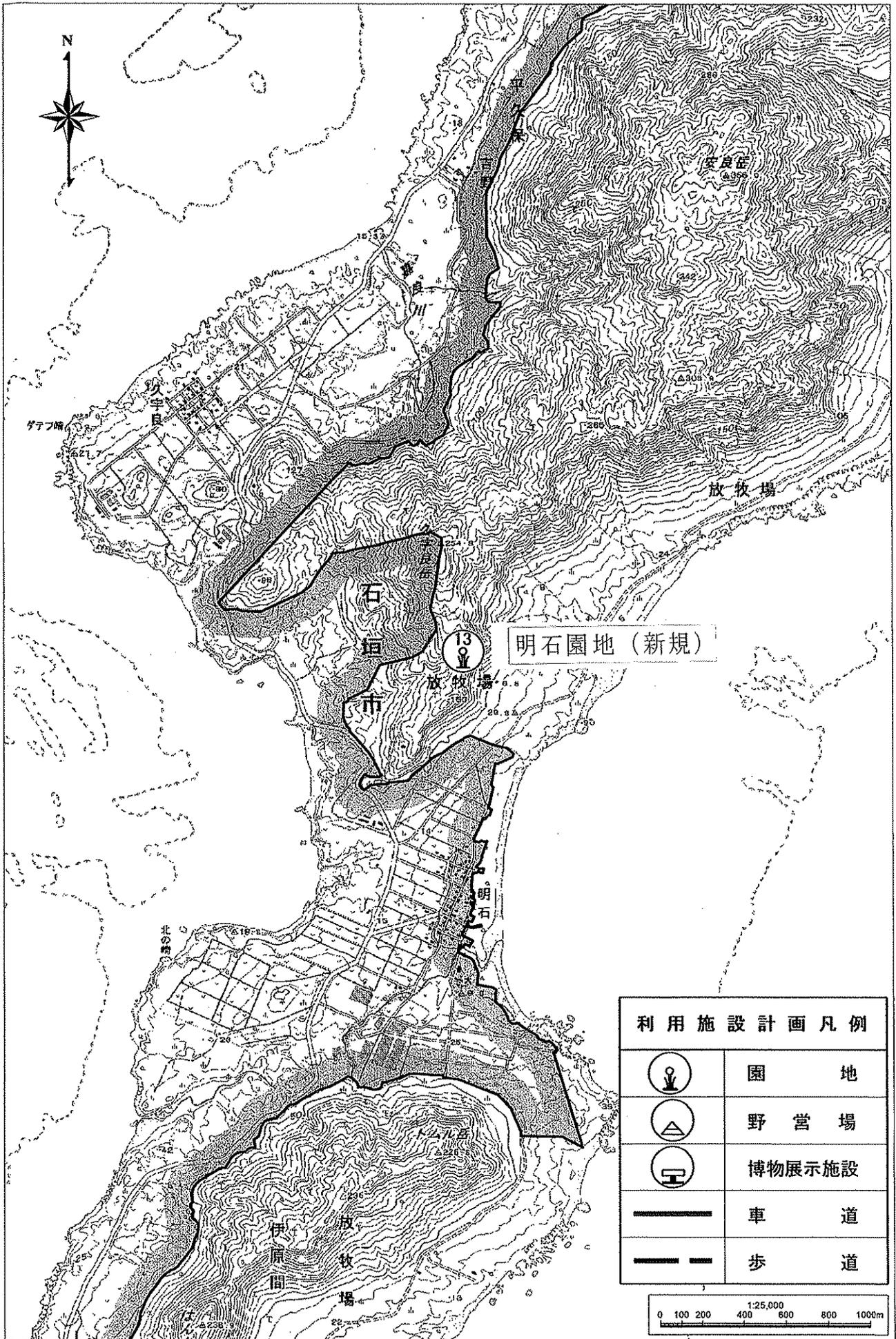
利用施設計画変更図位置図



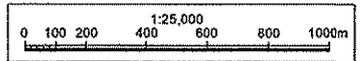
昭和47年 12月 26日	環境庁告示 第124号	指定
昭和47年 12月 27日	環境庁告示 第126号	特別地域の指定
昭和52年 7月 1日	環境庁告示 第31号	海中公園地区の指定
平成 2年 12月 1日	環境庁告示 第106号	乗入れ規制地域の指定
平成15年 3月 31日	環境省告示 第47~52号	区域及び公園計画再検討
平成 年 月 日	環境省告示 第 号	区域及び公園計画の一部変更



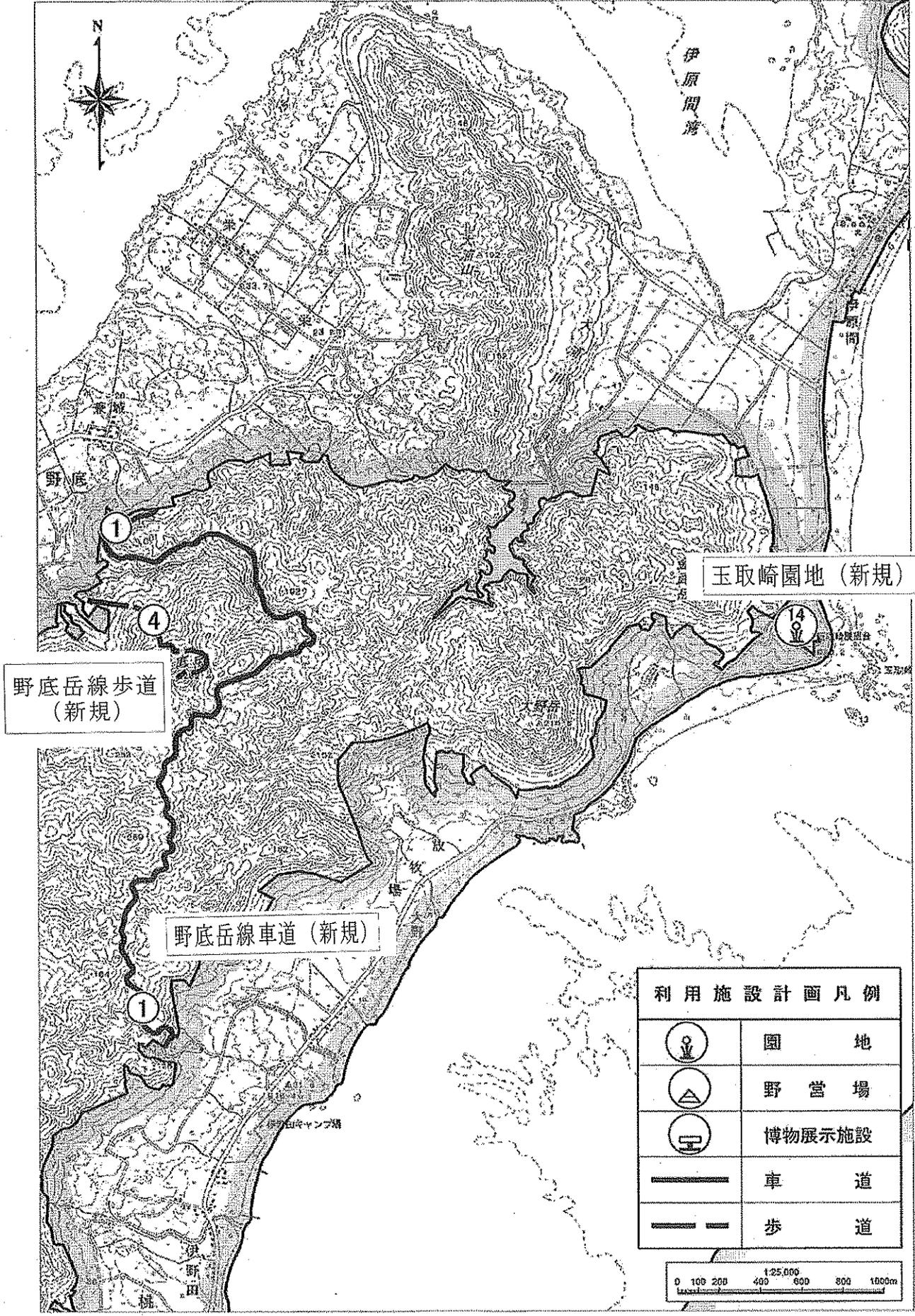
利用施設計画変更図1



	園地
	野営場
	博物展示施設
	車道
	歩道



利用施設計画変更図2



野底岳線歩道
(新規)

玉取崎園地 (新規)

野底岳線車道 (新規)

	園地
	野営場
	博物展示施設
	車道
	歩道

